

令和6年度 経商産振委第4号 越境EC導入支援実施業務

実施要領等	No.	質問内容及び 回答内容	
仕様書 5-(6) 海外におけるショールームプロモーションの実施	1	質問	アメリカ内でのエリアの指定有無。
		回答	特に指定はありません。事業の目的を達成するのに十分な効果を得ることができるエリアを任意で選定してください。
仕様書 5-(6) 海外におけるショールームプロモーションの実施	2	質問	ショールームの開設と現地運営のみという理解でよいか。
		回答	ショールームの開設と現地運営に加え、出品する商品の現地への輸出入の可否判断も含めた運営をお願いします。
仕様書 5-(6) 海外におけるショールームプロモーションの実施	3	質問	ショールーム開設とアンケート調査にあたり、いわゆるマネキンが必要になると想定されるが、現地の労働条件に合わせた人員配置でよいか。
		回答	そのとおりです。
仕様書 5-(6) 海外におけるショールームプロモーションの実施	4	質問	ショールームへの商品輸送（輸出・輸入）は誰が行うか。
		回答	受託者が国内倉庫を指定し、かつ、当該倉庫からの輸出入を実施します。出品企業は受託者が指定する国内倉庫と出品企業間の輸送費用を負担します。
仕様書 5-(6) 海外におけるショールームプロモーションの実施	5	質問	ショールームへの商品の輸入可否の判断について。
		回答	No.2の回答のとおりです。
仕様書 5-(6) 海外におけるショールームプロモーションの実施	6	質問	ショールーム終了後の商品の取り扱いはどのようか。
		回答	可能な限り、国内への返送に努めてください。返送ができない商品についてはこの限りではありません。
実施要項4 実施スケジュール	7	質問	プレゼンテーション審査へはオンライン参加が可能か。
		回答	静岡市役所清水庁舎（静岡市清水区旭町6-8）での参加とします。